

健介事第1146号  
平成25年3月29日

市内介護保険事業関係者 各位

横浜市健康福祉局長

## 横浜市指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの基準に関する条例について（通知）

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第70条第2項第1号、第74条第1項及び第2項、第115条の2第2項第1号、並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第76号。以下「条例」という。）及び横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第78号。以下「予防条例」という。）が、平成24年12月28日に公布され、平成25年4月1日に施行されます。

条例及び予防条例は基本的に「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号）」（以下「基準」という。）及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」（以下「予防基準」という。）に準じますが、今回、条例及び予防条例独自の項目を設けたため、その趣旨及び内容は次のとおり通知します。

なお、本通知に記載のないものについては、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企25 厚生労働省通知。以下「解釈通知」という。）によって運営上の解釈とします。

### 1 事業所の連携先の追加

（条例 第3条第2項、予防条例 第3条第2項）

居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者（以下「事業者」という。）は、基準及び予防基準で定めるほかに、地域包括支援センター、老人介護支援センター及び住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等と連携に努めなければならないこととします。地域包括ケアを推進する上で、これらとの連携が必要不可欠なためです。なお、「住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な活動を行う者」とは、例えば地域のボランティア団体、老人クラブなどが挙げられます。

### 2 法第70条第2項第1号及び法第115条の2第2項第1号の条例で定めるもの

（条例 第4条、予防条例 第4条）

法第70条第2項第1号及び法第115条の2第2項第1号の条例で定めるものは法人とします。

また、事業者は、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）に規定する暴力団、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であってはならないものとししました。これは、横浜市暴力団排除条例の趣旨を再確認し、もって安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とするものです。

### 3 サービス提供開始時の文書による同意

（条例 第9条ほか、予防条例 第9条ほか）

基準及び予防基準では、サービス提供の開始にあたって、利用申込者又はその家族の同意を得ることとなっていますが、条例及び予防条例は文書により同意を得ることとしています。口頭での同意のみならず、文書により記録に残すことで客観的な記録となり、事業者及び利用者双方の利益につながるためです。

#### 4 介護報酬以外の利用料徴収に関する文書による同意

(条例 第21条第4項ほか、予防条例 第21条第4項ほか)

基準及び予防基準では、介護報酬以外の利用料徴収にあたって、利用者又はその家族の同意を得ることとなっていますが、条例及び予防条例は文書により同意を得ることとしています。口頭での同意のみならず、文書により記録に残すことで客観的な記録となり、事業者及び利用者双方の利益につながるためです。

#### 5 サービス計画における文書による同意

(条例 第25条第3項ほか、予防条例 第41条第4号ほか)

基準及び予防基準は、サービス計画について利用者又はその家族の同意を得ることとなっていますが、条例及び予防条例は文書により同意を得ることとしています。口頭での同意のみならず、文書により記録に残すことで客観的な記録となり、事業者及び利用者双方の利益につながるためです。

#### 6 家族に対するサービス提供の禁止

(条例 第26条、第66条、予防条例 第23条、第62条)

基準及び予防基準では、同居家族に対するサービス提供を禁止しているところですが、条例は同居していない家族に対するサービス提供も禁止しています。そもそも指定介護保険事業所の少ない僻地や離島を想定して基準の規定が設けられたということもあり、また、家族介護と公的な介護報酬の境目が曖昧になることを防止するという目的もあります。同居していない家族の具体的な範囲については、二親等以内とし、血族か姻族かの区別は問いません。

#### 7 一部の記録の保存年限の変更

(条例 第42条ほか、予防条例 第39条ほか)

基準及び予防基準では、記録の整備については、その完結の日から2年としています。条例及び予防条例は「サービス提供記録」「従業員の勤務体制に関する記録」「介護報酬を請求するために国民健康保険団体連合会に提出したものの写し」の3つについては、その完結の日から5年としました。これらの記録が介護報酬の請求に関わるものであり、人員基準減算等で介護報酬の返還請求を行う場合の消滅時効が5年であるためです。

#### 8 送迎時における利用者の安全の確保

(条例 第96条第5号、第114条第6号、第127条第4号、予防条例 第101条第9号)

通所サービスでは、サービスに付随して利用者の送迎を行うことが前提となっていました。が、基準及び予防基準に規定されていなかったため、利用者に対して送迎を行う場合には、利用者の安全を確保するのに必要な数の従業員をもって行うものと規定しました。

具体的な員数としては、原則、運転手に加え1名の介助者によるものとします。ただし、利用者宅から車までの移動介助に複数の介助者を要する場合についても、常に送迎車の車中に見守りに要する員数を配置すること。また、心身の状況等により見守りが必要な利用者を送迎する場合には、見守りに要する員数を配置する等、状況を勘案し、適切な員数の介助者を持って送迎にあたることとします。

なお、送迎する利用者が少人数で、心身の状況が安定している場合や要支援者が中心の場合等で、安全に送迎ができると判断できる場合は、運転手のみの送迎でも差し支えありません。

#### 9 通所介護における静養室の仕様に関する基準

(条例 第93条第2項第2号、予防条例 第91条第2項第2号)

通所介護の静養室の仕様について、遮蔽物の設置等により利用者の静養に配慮されていることとしました。

## 10 短期入所生活介護における廊下幅に関する基準

(条例 第138条第7項第1号、予防条例 第120条第7項第1号)

中廊下の幅を、横浜市福祉のまちづくり条例における「望ましい水準」である1.8メートル(車椅子使用者同士が相対ですれ違うことができる幅)に緩和したものです。

## 11 利用者に対する身体拘束の説明

(条例 第142条第6項ほか、予防条例 第124条第3項ほか)

身体拘束を行う場合には、利用者又は家族の理解を得ることが重要であるため、記録のみならず、利用者又はその家族に、身体拘束等の態様等を事前(やむを得ない場合は事後)に説明することとしたものです。

なお、厚生労働省の「身体拘束ゼロへの手引き」でも、拘束の内容、理由、期間等を事前に説明することの必要性が明記されています。

## 12 感染症及び食中毒の発生及び蔓延の防止

(条例 第154条第2項、予防条例 第129条第2項)

感染症及び食中毒の発生及び蔓延の防止の重要性を考慮し、指針の整備、感性症対策委員会の設置、従業員への研修を義務付けたものです。

## 13 事故発生の防止及び発生時の対応

(条例 第155条第1項、予防条例 第130条第1項)

事故発生の防止及び発生時の対応の重要性を考慮し、指針及び改善体制の整備及び従業員への研修の実施を義務付けたものです。

## 14 特定施設入居者生活介護等における洗面設備に関する基準

(条例 第202条第3項、第202条第4項第5号ほか、予防条例 第188条第3項、第188条第4項第5号ほか)

洗面設備は利用者が施設で生活するうえで必要な設備と考えられるため、設置を必須とし、その基準として、身体の不自由な方が使用するのに適したものとすることを義務づけたものです。

## 15 特定施設入居者生活介護等における便所に関する基準

(条例 第202条第4項第4号ほか、予防条例 第188条第4項第4号ほか)

浴室の基準に準じ、便所の基準についても、身体の不自由な方が使用するのに適したものとすることを義務付けたものです。

## 16 協力歯科医療機関の設定

(条例 第216条第2項ほか、予防条例 第197条第2項ほか)

歯科医療機関については、省令では努力義務とされていますが、近年、介護における口腔ケアが重視されているため、協力医療機関として定めることとしたものです。

省令と条例の条番号対比表【居宅サービス】

	条例	省令	備考
総則	第1条	第1条	
	第2条	第2条	
	第3条	第3条	
	第4条	(新規)	法第70条第2項第1号の条例で定めるものを規定。
訪問介護	第5条	第4条	
	第6条	第5条	
	第7条	第6条	
	第8条	第7条	
	第9条	第8条	
	第10条	第9条	
	第11条	第10条	
	第12条	第11条	
	第13条	第12条	
	第14条	第13条	
	第15条	第14条	
	第16条	第15条	
	第17条	第16条	
	第18条	第17条	
	第19条	第18条	
	第20条	第19条	
	第21条	第20条	
	第22条	第21条	
	第23条	第22条	
	第24条	第23条	
	第25条	第24条	
	第26条	第25条	
	第27条	第26条	
	第28条	第27条	
	第29条	第28条	
	第30条	第29条	
	第31条	第29条の2	
	第32条	第30条	
	第33条	第31条	
	第34条	第32条	
	第35条	第33条	
	第36条	第34条	
	第37条	第35条	
	第38条	第36条	
第39条	第36条の2		
第40条	第37条		
第41条	第38条		
第42条	第39条		
(削除)	第40条	基準該当居宅サービスに関する基準を削除。 (訪問介護)	
(削除)	第41条		
(削除)	第42条		
(削除)	第42条の2		
(削除)	第43条		
訪問入浴介護	第43条	第44条	
	第44条	第45条	
	第45条	第46条	
	第46条	第47条	
	第47条	第48条	
	第48条	第49条	
	第49条	第50条	
	第50条	第51条	
	第51条	第52条	
	第52条	第53条	
	第53条	第53条の2	
	第54条	第54条	
	(削除)	第55条	基準該当居宅サービスに関する基準を削除。 (訪問入浴)
	(削除)	第56条	
(削除)	第57条		
(削除)	第58条		

省令と条例の条番号対比表【居宅サービス】

	条例	省令	備考
訪問看護	第55条	第59条	
	第56条	第60条	
	第57条	第61条	
	第58条	第62条	
	第59条	第63条	
	第60条	第64条	
	(削除)	第65条	省令で削除されている条文。
	第61条	第66条	
	第62条	第67条	
	第63条	第68条	
	第64条	第69条	
	第65条	第70条	
	第66条	第71条	
	第67条	第72条	
	第68条	第73条	
	第69条	第73条の2	
第70条	第74条		
訪問リハビリテーション	第71条	第75条	
	第72条	第76条	
	第73条	第77条	
	第74条	第78条	
	第75条	第79条	
	第76条	第80条	
	第77条	第81条	
	第78条	第82条	
	第79条	第82条の2	
	第80条	第83条	
居宅療養管理指導	第81条	第84条	
	第82条	第85条	
	第83条	第86条	
	第84条	第87条	
	第85条	第88条	
	第86条	第89条	
	第87条	第90条	
	第88条	第90条の2	
第89条	第91条		
通所介護	第90条	第92条	
	第91条	第93条	
	第92条	第94条	
	第93条	第95条	
	第94条	第96条	
	第95条	第97条	
	第96条	第98条	
	第97条	第99条	
	第98条	第100条	
	第99条	第101条	
	第100条	第102条	
	第101条	第103条	
	第102条	第104条	
	第103条	第104条の2	
	第104条	第105条	
	第105条	第105条の2	
	第106条	第105条の3	
	第107条	第105条の4	
	第108条	第105条の5	
	第109条	第105条の6	
	第110条	第105条の7	
	第111条	第105条の8	
	第112条	第105条の9	
	第113条	第105条の10	
	第114条	第105条の11	
	第115条	第105条の12	
	第116条	第105条の13	
	第117条	第105条の14	
	第118条	第105条の15	
	第119条	第105条の16	
	第120条	第105条の17	
	第121条	第105条の18	
	第122条	第105条の19	
	(削除)	第106条	基準該当居宅サービスに関する基準を削除。 (通所介護)
(削除)	第107条		
(削除)	第108条		
(削除)	第109条		

省令と条例の条番号対比表【居宅サービス】

	条例	省令	備考
通所リハビリテーション	第123条	第110条	
	第124条	第111条	
	第125条	第112条	
	第126条	第113条	
	第127条	第114条	
	第128条	第115条	
	第129条	第116条	
	第130条	第117条	
	第131条	第118条	
	第132条	第118条の2	
	第133条	第119条	
	第134条	第120条	
	第135条	第121条	
第136条	第122条		
第137条	第123条		
第138条	第124条		
第139条	第125条		
第140条	第126条		
第141条	第127条		
第142条	第128条		
第143条	第129条		
第144条	第130条		
第145条	第131条		
第146条	第132条		
第147条	第133条		
第148条	第134条		
第149条	第135条		
第150条	第136条		
第151条	第137条		
第152条	第138条		
第153条	第139条		
第154条	(新規)	省令第104条(条例第102条)の規定をベースに本市独自の項目を追加	
第155条	(新規)	省令第37条(条例第40条)の規定をベースに本市独自の項目を追加	
第156条	第139条の2		
第157条	第140条		
第158条	第140条の2		
第159条	第140条の3		
第160条	第140条の4		
第161条	第140条の5		
第162条	第140条の6		
第163条	第140条の7		
第164条	第140条の8		
第165条	第140条の9		
第166条	第140条の10		
第167条	第140条の11		
第168条	第140条の11の2		
第169条	第140条の12		
第170条	第140条の13		
(削除)	第140条の14	省令で削除されている条文。	
(削除)	第140条の15		
(削除)	第140条の16		
(削除)	第140条の17		
(削除)	第140条の18		
(削除)	第140条の19		
(削除)	第140条の20		
(削除)	第140条の21		
(削除)	第140条の22		
(削除)	第140条の23		
(削除)	第140条の24	基準該当居宅サービスに関する基準を削除。 (短期生活)	
(削除)	第140条の25		
(削除)	第140条の26		
(削除)	第140条の27		
(削除)	第140条の28		
(削除)	第140条の29		
(削除)	第140条の30		
(削除)	第140条の31		
(削除)	第140条の32		

短期入所生活介護

省令と条例の条番号対比表【居宅サービス】

	条例	省令	備考	
短期入所療養介護	第171条	第141条		
	第172条	第142条		
	第173条	第143条		
	第174条	第144条		
	第175条	第145条		
	第176条	第146条		
	第177条	第147条		
	第178条	第148条		
	第179条	第149条		
	第180条	第150条		
	第181条	第151条		
	第182条	第152条		
	第183条	第153条		
	第184条	第154条		
	第185条	第154条の2		
	第186条	第155条		
	第187条	第155条の2		
	第188条	第155条の3		
	第189条	第155条の4		
	第190条	第155条の5		
	第191条	第155条の6		
	第192条	第155条の7		
	第193条	第155条の8		
	第194条	第155条の9		
	第195条	第155条の10		
	第196条	第155条の10の2		
	第197条	第155条の11		
	第198条	第155条の12		
		(削除)	第156条	省令で削除されている条文。
		(削除)	第157条	
		(削除)	第158条	
		(削除)	第159条	
		(削除)	第160条	
		(削除)	第161条	
		(削除)	第162条	
		(削除)	第163条	
		(削除)	第164条	
		(削除)	第165条	
	(削除)	第166条		
	(削除)	第167条		
	(削除)	第168条		
	(削除)	第169条		
	(削除)	第170条		
	(削除)	第171条		
	(削除)	第172条		
	(削除)	第173条		
特定施設入居者生活介護	第199条	第174条		
	第200条	第175条		
	第201条	第176条		
	第202条	第177条		
	第203条	第178条		
	第204条	第179条		
	第205条	第180条		
	第206条	第181条		
	第207条	第182条		
	第208条	第183条		
	第209条	第184条		
	第210条	第185条		
	第211条	第186条		
	第212条	第187条		
	第213条	第188条		
	第214条	第189条		
	第215条	第190条		
	第216条	第191条		
	第217条	第191条の2		
	第218条	第191条の3		
	第219条	第192条		
	第220条	第192条の2		
	第221条	第192条の3		
第222条	第192条の4			
第223条	第192条の5			
第224条	第192条の6			
第225条	第192条の7			
第226条	第192条の8			
第227条	第192条の9			
第228条	第192条の10			
第229条	第192条の11			
第230条	第192条の12			

省令と条例の条番号対比表【居宅サービス】

	条例	省令	備考
福祉用具貸与	第231条	第193条	
	第232条	第194条	
	第233条	第195条	
	第234条	第196条	
	第235条	第197条	
	第236条	第198条	
	第237条	第199条	
	第238条	第199条の2	
	第239条	第200条	
	第240条	第201条	
	第241条	第202条	
	第242条	第203条	
	第243条	第204条	
	第244条	第204条の2	
	第245条	第205条	
	(削除)	第205条の2	基準該当居宅サービスに関する基準を削除。
	(削除)	第206条	(用具貸与)
特定福祉用具販売	第246条	第207条	
	第247条	第208条	
	第248条	第209条	
	第249条	第210条	
	第250条	第211条	
	第251条	第212条	
	第252条	第213条	
	第253条	第214条	
	第254条	第214条の2	
	第255条	第215条	
	第256条	第216条	
雑則	第247条	(新設)	(委任)この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める旨を規定。

省令と条例の条番号対比表【介護予防サービス】

	条例	省令	備考
総則	第1条	第1条	
	第2条	第2条	
	第3条	第3条	
	第4条	(新設)	法第115条の2第2項第1号の条例で定めるものを規定。
介護予防訪問介護	第5条	第4条	
	第6条	第5条	
	第7条	第6条	
	第8条	第7条	
	第9条	第8条	
	第10条	第9条	
	第11条	第10条	
	第12条	第11条	
	第13条	第12条	
	第14条	第13条	
	第15条	第14条	
	第16条	第15条	
	第17条	第16条	
	第18条	第17条	
	第19条	第18条	
	第20条	第19条	
	第21条	第20条	
	第22条	第21条	
	第23条	第22条	
	第24条	第23条	
	第25条	第24条	
	第26条	第25条	
	第27条	第26条	
	第28条	第27条	
	第29条	第28条	
	第30条	第29条	
	第31条	第30条	
	第32条	第31条	
	第33条	第32条	
	第34条	第33条	
	第35条	第34条	
	第36条	第34条の2	
	第37条	第35条	
	第38条	第36条	
	第39条	第37条	
第40条	第38条		
第41条	第39条		
第42条	第40条		
(削除)	第41条	基準該当介護予防サービスに関する基準を削除。 (訪問介護)	
(削除)	第42条		
(削除)	第43条		
(削除)	第44条		
(削除)	第45条		
介護予防訪問入浴介護	第43条	第46条	
	第44条	第47条	
	第45条	第48条	
	第46条	第49条	
	第47条	第50条	
	第48条	第51条	
	第49条	第52条	
	第50条	第53条	
	第51条	第54条	
	第52条	第55条	
第53条	第56条		
第54条	第57条		
(削除)	第58条	基準該当介護予防サービスに関する基準を削除。 (訪問入浴)	
(削除)	第59条		
(削除)	第60条		
(削除)	第61条		
介護予防訪問看護	第55条	第62条	
	第56条	第63条	
	第57条	第64条	
	第58条	第65条	
	第59条	第66条	
	第60条	第67条	
	(削除)	第68条	省令で削除されている条文。
	第61条	第69条	
	第62条	第70条	
	第63条	第71条	
	第64条	第72条	
	第65条	第73条	
	第66条	第74条	
第67条	第75条		
第68条	第76条		
第69条	第77条		

省令と条例の条番号対比表【介護予防サービス】

	条例	省令	備考
介護予防訪問リハビリテーション	第70条	第78条	
	第71条	第79条	
	第72条	第80条	
	第73条	第81条	
	第74条	第82条	
	第75条	第83条	
	第76条	第84条	
	第77条	第85条	
	第78条	第86条	
介護予防居宅療養管理指導	第79条	第87条	
	第80条	第88条	
	第81条	第89条	
	第82条	第90条	
	第83条	第91条	
	第84条	第92条	
	第85条	第93条	
	第86条	第94条	
	第87条	第95条	
介護予防通所介護	第88条	第96条	
	第89条	第97条	
	第90条	第98条	
	第91条	第99条	
	第92条	第100条	
	第93条	第101条	
	第94条	第102条	
	第95条	第103条	
	第96条	第104条	
	第97条	第105条	
	第98条	第106条	
	第99条	第107条	
	第100条	第108条	
	第101条	第109条	
	第102条	第110条	
第103条	第111条		
(削除)	第112条	基準該当介護予防サービスに関する基準を削除。 (通所介護)	
(削除)	第113条		
(削除)	第114条		
(削除)	第115条		
介護予防通所リハビリテーション	第104条	第116条	
	第105条	第117条	
	第106条	第118条	
	第107条	第119条	
	第108条	第120条	
	第109条	第121条	
	第110条	第122条	
	第111条	第123条	
	第112条	第124条	
	第113条	第125条	
	第114条	第126条	
	第115条	第127条	

省令と条例の条番号対比表【介護予防サービス】

	条例	省令	備考
介護予防短期入所生活介護	第116条	第128条	
	第117条	第129条	
	第118条	第130条	
	第119条	第131条	
	第120条	第132条	
	第121条	第133条	
	第122条	第134条	
	第123条	第135条	
	第124条	第136条	
	第125条	第137条	
	第126条	第138条	
	第127条	第139条	
	第128条	第140条	
	第129条	(新設)	省令第105条(条例第97条)の規定をベースに本市独自の項目を追加
	第130条	(新設)	省令第35条(条例第37条)の規定をベースに本市独自の項目を追加
	第131条	第141条	
	第132条	第142条	
	第133条	第143条	
	第134条	第144条	
	第135条	第145条	
	第136条	第146条	
	第137条	第147条	
	第138条	第148条	
	第139条	第149条	
	第140条	第150条	
	第141条	第151条	
	第142条	第152条	
	第143条	第153条	
	第144条	第154条	
	第145条	第155条	
	第146条	第156条	
	第147条	第157条	
	第148条	第158条	
	第149条	第159条	
	第150条	第160条	
第151条	第161条		
第152条	第162条		
第153条	第163条		
第154条	第164条		
(削除)	第165条	省令で削除されている条文。	
(削除)	第166条		
(削除)	第167条		
(削除)	第168条		
(削除)	第169条		
(削除)	第170条		
(削除)	第171条		
(削除)	第172条		
(削除)	第173条		
(削除)	第174条		
(削除)	第175条	基準該当介護予防サービスに関する基準を削除。 (短期生活)	
(削除)	第176条		
(削除)	第177条		
(削除)	第178条		
(削除)	第179条		
(削除)	第180条		
(削除)	第181条		
(削除)	第182条		
(削除)	第183条		
(削除)	第184条		
(削除)	第185条		

省令と条例の条番号対比表【介護予防サービス】

	条例	省令	備考
介護予防短期入所療養介護	第155条	第186条	
	第156条	第187条	
	第157条	第188条	
	第158条	第189条	
	第159条	第190条	
	第160条	第191条	
	第161条	第192条	
	第162条	第193条	
	第163条	第194条	
	第164条	第195条	
	第165条	第196条	
	第166条	第197条	
	第167条	第198条	
	第168条	第199条	
	第169条	第200条	
	第170条	第201条	
	第171条	第202条	
	第172条	第203条	
	第173条	第204条	
	第174条	第205条	
	第175条	第206条	
	第176条	第207条	
	第177条	第208条	
	第178条	第209条	
	第179条	第210条	
	第180条	第211条	
	第181条	第212条	
	第182条	第213条	
	第183条	第214条	
	第184条	第215条	
	(削除)	第216条	省令で削除されている条文。
	(削除)	第217条	
(削除)	第218条		
(削除)	第219条		
(削除)	第220条		
(削除)	第221条		
(削除)	第222条		
(削除)	第223条		
(削除)	第224条		
(削除)	第225条		
(削除)	第226条		
(削除)	第227条		
(削除)	第228条		
(削除)	第229条		
介護予防特定施設入居者生活介護	第185条	第230条	
	第186条	第231条	
	第187条	第232条	
	第188条	第233条	
	第189条	第234条	
	第190条	第235条	
	第191条	第236条	
	第192条	第237条	
	第193条	第238条	
	第194条	第239条	
	第195条	第240条	
	第196条	第241条	
	第197条	第242条	
	第198条	第243条	
	第199条	第244条	
	第200条	第245条	
	第201条	第246条	
	第202条	第247条	
	第203条	第248条	
	第204条	第249条	
	第205条	第250条	
第206条	第251条		
第207条	第252条		
第208条	第253条		
第209条	第254条		
第210条	第255条		
第211条	第256条		
第212条	第257条		
第213条	第258条		
第214条	第259条		
第215条	第260条		
第216条	第261条		
第217条	第262条		
第218条	第263条		
第219条	第264条		

省令と条例の条番号対比表【介護予防サービス】

	条例	省令	備考
介護予防福祉用具貸与	第220条	第265条	
	第221条	第266条	
	第222条	第267条	
	第223条	第268条	
	第224条	第269条	
	第225条	第270条	
	第226条	第271条	
	第227条	第272条	
	第228条	第273条	
	第229条	第274条	
	第230条	第275条	
	第231条	第276条	
	第232条	第277条	
	第233条	第278条	
	第234条	第278条の2	
(削除)	第279条	基準該当介護予防サービスに関する基準を削除。	
(削除)	第280条	(用具貸与)	
特定福祉用具販売	第235条	第281条	
	第236条	第282条	
	第237条	第283条	
	第238条	第284条	
	第239条	第285条	
	第240条	第286条	
	第241条	第287条	
	第242条	第288条	
	第243条	第289条	
	第244条	第290条	
	第245条	第291条	
雑則	第246条	第292条	
	第247条	(新設)	(委任)この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める旨を規定。